

「学び」について

～今回は四ヶ所十郎の学びについて～

こちら総務部便り



そ う む ぶ た よ

Vol. 53

2024
葉月号



四ヶ所十郎

1. 税理士業務の「学び」について

私の所属する九州北部税理士会では年36時間の講習会受講が義務付けられ、前年度の受講時間は56時間でした。今年度は次の予定で合計55.5時間の予定です。

7月9日	令和6年度税制改正	4h
7月23日	電子帳簿保存法における電子取引データについて	5h
7月24日	消費税インボイス制度の実務	5h
8月21日	組織再編税制における適格要件	5h
8月22日	所得税の実務、最新金融商品税制	5h
9月6日	税法裁判例データベース研修会	3.5h
10月23日	事業承継	5h
11月7日	資産税	5h
9月2日～11月18日	全12回 生成AI研修	1.5H×12回=18h



2. 経営全般の「学び」について

中小企業家同友会という全国45,000社の中小企業家が結集する団体が主催する例会や委員会学びます。中小企業家が腹を割って「学ぶ」会で、生の深掘りした事業体験を持ち寄ります。失敗も成功のすべてです。9月19、20日は宮崎である青年経営者全国交流会に参加します。若さではまだ負けてはおれません。(年寄の冷や水と外野が騒ぎます) 今、8月1日午前11時にこの原稿を書いています。昨日は福岡同友会南支部・玄海支部の合同例会に参加しました。150名の経営者が参加しました。ちなみに私は有明支部に所属しています。報告者は、だいぶ前に社長であったご主人の代わりに、即、社長に就任された奥様でした。会社のすべてが判らなかつたので、社長就任以来、自社の決算書の社内勉強会(全員参加)をずーっと今日まで継続してきた。今、貸借対照表、損益計算書をこう読み、こう理解し、こう自分の腑に落としている。全員が「腑に落とす」ことが大事で、従業員の育成につながった。自社の決算書の勉強会が「従業員の育成につながる」、目からうろこの体験発表会でした。

3. 実践からの「学び」について

- i、今、家族信託の契約業務を顧客の1社と進めています。税理士、行政書士、司法書士、銀行とチームを作り、進行中です。
- ii、任意後見人契約を顧客の1社と進めています。遺言も同時進行です。「付言」をつくり事業の将来を後継者に託します。
- iii、事業承継を顧客の1社と進めています。日本政策金融公庫と取り組みます。近日中に企業の情報(非公開の部分も多いが、事業承継の必須のもの)が公開されます。
- iv、各月に顧問先各社の月次試算表から多様な業種の景況を学びます。

4. 人生からの「学び」について

76歳になりましたが、福沢諭吉先生の「一身して二生を得る」を体験しています。ひょっとしたら、三生を生きているのかも？

亡き友人達の方も生きようと思います。



Excel 関数 NETWORKDAYS

今回は開始日から終了日までの間に土日祭日を除いた稼働日の日数を返す NETWORKDAYS 関数を紹介させていただきます。

■NETWORKDAYS 関数の使い方

関数の式：NETWORKDAYS(開始日, 終了日, 祭日)

祭日の日付は複数の祭日を設定できます。祭日の日付を Excel 上で連続したセルに入力した上でセル範囲として指定します。

祭日の日付リストはインターネットから簡単にダウンロードできます。

■NETWORKDAYS 関数のサンプル

それでは実際に NETWORKDAYS 関数を使ってみます。

日付間の日数を表示する G2 セルを選択し、次のように入力しました。NETWORKDAYS 関数の開始日が含まれる E2 セル、終了日が含まれる F2 セル、祭日の一覧をセル範囲の A2 : A22 と指定します。

=NETWORKDAYS(E2,F2,\$A\$2:\$A\$22)

G2 セルをコピーして他のセルに貼付けて、Enter キーを押すと、G2 から G13 までのセルには次のように表示されます。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1					開始日	終了日	勤務日数			
2	2024/1/1	月	元日		2024/1/1	2024/1/31	=NETWORKDAYS(E2,F2,\$A\$2:\$A\$22)			
3	2024/1/8	月	成人の日		2024/2/1	2024/2/29				
4	2024/2/11	日	建国記念の日		2024/3/1	2024/3/31				
5	2024/2/12	月	振替休日		2024/4/1	2024/4/30				
6	2024/2/23	金	天皇誕生日		2024/5/1	2024/5/31				
7	2024/3/20	水	恵寺の日		2024/6/1	2024/6/30				
8	2024/4/29	月	昭和の日		2024/7/1	2024/7/31				
9	2024/5/3	金	憲法記念日		2024/8/1	2024/8/31				
10	2024/5/4	土	みどりの日		2024/9/1	2024/9/30				
11	2024/5/5	日	こどもの日		2024/10/1	2024/10/31				
12	2024/5/9	月	振替休日		2024/11/1	2024/11/30				
13	2024/7/15	月	海の日		2024/12/1	2024/12/31				
14	2024/8/11	日	山の日		2024/6/1	2024/6/30				
15	2024/8/12	月	振替休日		2024/7/1	2024/7/31				
16	2024/9/16	月	防災の日		2024/8/1	2024/8/31				
17	2024/9/22	日	秋分の日		2024/9/1	2024/9/30				
18	2024/9/23	月	振替休日		2024/10/1	2024/10/31				
19	2024/10/14	月	スポーツの日		2024/11/1	2024/11/30				
20	2024/11/3	日	文化の日		2024/12/1	2024/12/31				
21	2024/11/4	月	振替休日							
22	2024/11/23	土	勤労感謝の日							

NETWORKDAYS 関数の使い方について解説しました。



フウン



「経済効果」ってどうやって算出するのか？

パリ五輪・パラリンピックも開催し、日本人のメダルラッシュで毎日元気をもらっている今日この頃です。

今回は、経済効果〇兆円などよく耳にする話ですが、実際はどのように算出しているのか気になりましたので調べてみることにします。

パリ五輪・パラリンピックの経済効果は、約1兆1,300億円～約1兆8,800億円とされています。その他にも新幹線開通の経済効果、花火大会の経済効果、大谷選手の経済効果など様々な経済効果を伝える記事をよく目にします。

経済効果(経済波及効果)とは？

何となくわかると思いますが、経済効果(経済波及効果)とは、ある出来事が起こることによって特定の国・地域にどれだけの経済的な好影響があるのかをシミュレートし、金額で表したものです。

経済効果とはどのように算出されているのでしょうか？

一般的な経済効果の算出は、まず事業やイベントなどの計算対象を設定した後で、その結果直接的に生じる需要額(直接効果)を過去の事例などを参考に推計します。そして、その数字を「産業関連表」の産業部門に当てはめ、逆行列係数に乗ずることで経済効果(経済波及効果)を求めていきます。

「経済関連表」とは？

ある産業における経済活動はその産業だけで完結しているわけではありません。農林水産業、製造業、サービス業などの各産業は相互に、あるいは家計などとの間で密接に結びついて、互いに影響を及ぼし合いながら営まれています。産業関連表は、こうした各産業間、および産業と最終消費者との間のモノやサービスの取引状況を一つの表にまとめたものです。

※「経済関連表」は、最近調査依頼がある経済センサス活動調査票(統計法では義務)などを基に作成したものです。調査票によっては、報告を拒んだり虚偽の報告をした場合は罰則もあるのでご注意ください。

【まとめ】

なかなか難しい言葉や複雑に関連して数字を算出していることがわかりました。ただ「経済関連表」も5年に一度しか作成されず、細かな需要効果をどこまで入込むかによっても大きく数字に影響する為、記事によっては大きくばらつきがありますし、あてになるようでない数字ということですね。

辻 直英





AI→AGI→ASI

Artificial Intelligence→Artificial Super Intelligence

先日、ソフトバンクグループの株主総会において、孫正義氏が『AIは今後10年でAGI (Artificial General Intelligence) の時代になり、さらにその10年後にはASI (Artificial Super Intelligence) の時代がくる。』と言っておられました。AGIは人類叡智総和の10倍、ASIにいたってはなんと人類叡智総和の1万倍だそうです。1万倍というのは想像すらできない世界ですが、とにかくすごさということだけは分かります。

そんな中で、AIの話題になると避けては通れない記事をもたまたま見かけてしまいましたので以下に抜粋いたします。

(以下抜粋)

AIが話題になるたび、「AIによって消える職業」にランクインし続けてきたのが「士業」だ。業務のデジタル化やクラウドサービスが台頭する中、仕事がなくなるといわれ続けながらも、しぶとく生き永らえてきた。

だが、熾烈な生存競争にとどめを刺すような存在が現れた。昨年来、話題をさらいつづけている「生成AI」である。しかも、その進化のスピードはすさまじいものがある。

士業の中心的業務の本質は「代行」だ。税理士でも司法書士でも、基本的には顧客の代わりに書類を作成し、提出する仕事だといえる。例えば、顧客から預かった資料やデータを許認可申請書類や決算申告書としてまとめる。

こうした業務は今後、AIに奪われていく可能性が高い。生成AI出現の当初、こうした声がある一方、楽観視する向きもあった。「生成AIの回答には間違いが多い」「一般論的な回答ばかりで実務では使えない」といった意見だ。

確かに、登場したばかりの頃はそうだったかもしれない。だが、生成AIの回答精度やプロンプト(ユーザーが入れる質問)の理解度は日々高まり、プロンプトの工夫で十分、一般論にとどまらない付加価値の高い回答を作れるようになってきた。

ここへきて、現場ではようやく、「仕事なくなる前に打開策を考えなければ」といった危機感に満ちた意見も出てきた。実際は、もはやそんな段階ではない。足元では、生成AIが士業に与えるインパクトは「第2フェーズ」に入ったといえる。

今や誰も生成AIの存在を無視できないし、影響を楽観視すべきでない。例えば、法律のリーサーや事例調査の業務などは、人手に頼ると数時間以上かかることもある。それが、生成AIを駆使すれば、ものの数分で該当条文も判例も出てきてしまう。

他の例も紹介しよう。とある行政に提出する申請書類は、顧客のヒアリングから書類作成まで、20時間以上もかかっていた。これが生成AIを使えば、10分の1程度の時間で、8割以上の申請書類が完成してしまう。

今後は、生成AIを使いこなす士業と、そうでない士業の間で圧倒的な差が生まれる。膨大な時間を要した調査や作業が大幅にカットできるなら当然、受注できる案件も増え、収入はおのずと増加する。生成AIの活用の巧拙により、莫大な収入格差が生まれるのは必至である。

(抜粋終了)

さて、AIに淘汰される職業と言われている税理士ですが、否、むしろAIを駆使し、AIと共存し、より一層の付加価値を提供していきたいと考えております。

四ヶ所 直樹



国税の納付書に関する取扱い

令和6年5月以降より、納付書が届かなくなりました。ダイレクト納付や、ネットバンキングでの納付などキャッシュレス納付が普及しつつある昨今ですが、納付書を銀行にも持って行き、支払いをする方も多くいらっしゃるかと思います。国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点も踏まえ、納付書を使用しない納付手段で納付した方などについては、すでに納付書の事前送付を取りやめています。納付書の事前送付を行わないこととなる条件は下記の通りです。

- ・ e-tax により申告書を提出されている法人
- ・ e-tax による申告書の提出が義務化されている法人
- ・ e-tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ・ 納付書を使用しない手段により納付されている法人及び個人の方
- ・ ダイレクト納付 (e-tax による口座振替)
- ・ 振替納税
- ・ インターネットバンキング等による納付
- ・ クレジットカードによる納付
- ・ スマホアプリ納付
- ・ コンビニ納付 (QRコード)

1つでも当てはまると納付書は送られてきません。

法人の皆様に関しては、e-taxによる電子申告を行っておりますので、確定の法人税、消費税の納付書が届かないこととなります。

※源泉所得税の納付書、消費税の中間の納付書に関しては引き続き送付する予定です。

これを機に、キャッシュレス納付を試してみたい方がいらっしゃいますか。



富松

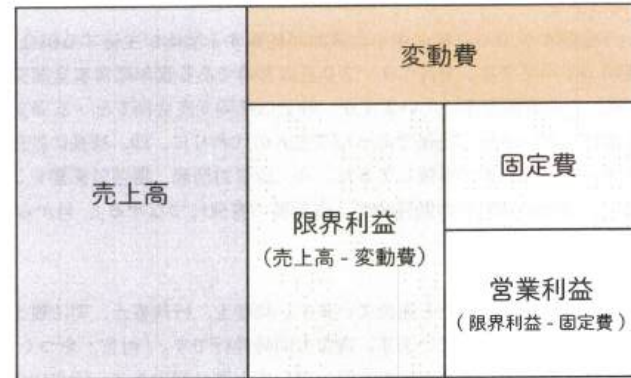
～限界利益率～



今回は、**限界利益率**について書き記していきます。限界利益率とは、売上高に占める限界利益(売上高から変動費を除いた利益)の割合を測定する指標になります。

限界利益を算出するために経費を、売上高と連動して発生する変動費(仕入れや外注費等)というものと、売上とは直接的に連動しない固定費(人件費、家賃、減価償却費等)というものに分類します。計算式【売上高-変動費=限界利益】、そしてこの限界利益を売上高で割ったものが限界利益率になります。計算式【(限界利益÷売上高)×100%=限界利益率】

決算書には限界利益、限界利益率は出てきません。小売業や卸売業であれば決算書に出てくる売上総利益と限界利益がイコールになりますが、製造業、建設業等はそうはなりません。経営管理を行う上では売上総利益より限界利益の数値の方が適していると言われております。事業分野別や商品別に売上高の状況により限界利益がどれだけ変動するか、また、収益性が低い事業であれば、単価、変動費の見直し、もしくは撤退といった判断を数字的根拠をもって行える点が挙げられます。下記の様なボックス図も良く使われています。



～前問～

～株式会社ほう・れん・そうより～

夏休みの自由研究にいかがですか?



ほう・れん・そうでは自然乾燥れんげ米を作る過程で、稲わらなどたくさんの副産物を得ています。(もちろん無農薬ですよ(^_^))

それらの副産物に目を向け、余すことなく有効活用する取り組みを行っています。

【わらほうき手作りセット 税込1,000円】
※準備するもの ・ 定規 ・ はさみ ・ 木工用ボンド



無農薬の稲わらを使ったミニわらほうきのキットは15分程度で作成できるおすすめの商品です。

「SDGs」について考えてみませんか?小学生にとって関心の高いテーマの1つだと思います。お子さんの「みんなが安心して、地球で暮らし続けられるために、何かできることをしたい」という気持ちを後押しするためにもおすすめです。



～SELECT SHOP VSU～ スタッフ 岡



～有給休暇の通勤手当支払～

先月、社長の奥様から、「退職を前提とした有給休暇を1ヶ月取得されたので6月の給与計算には通勤手当を入れてなかったけど、退職した従業員さんから通勤手当が入ってない。と言われた。1ヶ月有給休暇で出社していないのに通勤手当は支払わなくていいの?」とお尋ねがありました。

通勤手当とは、従業員が通勤に要する費用を補助する福利厚生です。(労働基準法では通勤手当の支給は義務づけられていません。)

確かに、通勤に要する費用なので、通勤していないのになぜ支払わなければならないの?奥様がそう考えられるのもわかります。

労働基準法では、有給休暇を取得した場合の賃金は、「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」となっていますので、出社してなくても通勤したとみなし、通勤手当も支払わなければならない。

また、有給休暇を取得した従業員に対して、給料の減額をはじめとした不利益となる対応をしてはいけなく記載されていますので、通常、通勤手当を支給している場合に有給休暇の時に通勤手当を支払わないとすると、給料の減額になり基準法違反となる可能性もあります。

通勤手当は、法的に義務付けられたものではないので、会社の就業規則で、キチンと決めておくよと思います。

今回の場合も、就業規則に「出勤した日数分の交通費を支払う」などと記載しておくことと今後、長期有給休暇を取得した従業員に対して支払う必要はなくなりますね。

～北原～

【夏期休暇のお知らせ】2024年8月13日～8月15日

誠に恐縮ながら、弊社では上記の期間を夏季休業とさせていただきます。



こちら総務部便りデジタル版を配信ご希望の方は
こちらの登録フォームからどうぞ! >>>>>>

